

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約

第2条(定義)	第2条(定義)
(6)提携組織 当社が加盟または提携する組織(ビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッドおよびマスターカード・ワールドワイドを含む)をいいます。	(6)提携組織 当社が加盟または提携する組織(ビザインターナショナルサービスアソシエーションおよびマスターカードインターナショナルインコーポレーテッドを含む)をいいます。
(12)実行計画 クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいいます。	(12)セキュリティガイドライン クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該セキュリティガイドラインに相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいいます。
第3条(表明・保証)	第3条(表明・保証)
2. 加盟店は、当社に対し本契約締結にあたり、加盟店(加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)または(1)の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれかにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかにも該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに本契約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、係る表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店(加盟店の役員・従業員は含まない)は賠償し	2. 加盟店は、当社に対し本契約締結にあたり、加盟店(加盟店の役員・従業員を含み、以下本項において同じ)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)または(1)の各号のいずれかにも該当しないことを表明・保証するとともに、将来においても加盟店が暴力団員等または(1)の各号のいずれかにも該当しないこと、自らまたは第三者を利用して(2)の各号のいずれかにも該当する行為を一切行わないことを確約し、加盟店の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反し、あるいはかかる確約に違反した場合、または当社が違反しているものと判断した場合には、本契約に基づく取引が停止されること、また直ちに本契約が解除されることがありえることを異議なく承諾します。これにより加盟店に損害が生じた場合でも当社に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。また、かかる表明・保証、確約に違反して当社に損害が生じた場合には、その一切の損害を加盟店(加盟店の役員・従業員は含まない)は賠償し

ければならないものとします。	なければならぬものとします。
第7条(信用販売の方法)	第7条(信用販売の方法)
1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CAT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽の確認および売上票その他媒体に署名を求めるまたは会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用(以下「不正利用」という)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由(故障、電話回線障害等)でCAT等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。ただし、会員から提示されたカードが非接触ICカードの機能を搭載した携帯電話やその他の電子機器等の場合は、第3項の手続きは行わないものとします。	1. 加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、CAT等を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽の確認および売上票その他媒体に署名を求めるまたは会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用(以下「不正利用」という)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。また、何らかの理由(故障、電話回線障害等)でCAT等の使用ができない場合は、第3項の手続きを行うものとします。ただし、会員から提示されたカードが非接触ICカードの機能を搭載した携帯電話やその他の電子機器等の場合は、第3項の手続きは行わないものとします。
3. 加盟店は、CAT等を利用することなく信用販売を行う場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入のうえ、会員の署名を徴求するものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード(ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む)の取扱いを行なわないものとします。また、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めているものとはしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。	3. 加盟店は、CAT等を利用することなく信用販売を行う場合には、前2項に関わらず、割賦販売法その他の法令に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、当該カードの真偽、有効期限、無効カード通知の有無を調べたうえ、当該カードが有効なものであることを確認し、当社所定の売上票にカード用印字器により当該カード表面記載のカードの会員番号、会員氏名、有効期限を印字して、金額、信用販売の種類、加盟店名、加盟店番号、利用日、取扱者名等所定の事項を記入のうえ、会員の署名を徴求するものとします。加盟店はカード用印字器を使用する場合にエンボスレスカード(ELECTRONIC USE ONLYと記載のカードを含む)の取扱いを行なわないものとします。また、加盟店は、セキュリティガイドラインに掲げられた措置を講じて本項の信用販売を行うものとします。なお、加盟店は会員に対し、売上票に当社所定の項目以外の記載を求めているものとはしますが、別途当社から通知があった場合にはその指示に従うものとします。
第15条(支払方法)	第15条(支払方法)
4. 加盟店から提出された売上データまたは売上票の正当	4. 加盟店から提出された売上データまたは売上票の正当

性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。	性に疑義があると当社が認めた場合、加盟店は正当性を証明できる資料の提出等当社の調査に協力し、当社は調査が完了したと判断するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。 また、調査開始より30日を経過しても疑義が解消しない場合には、立替払金の支払いを拒絶できるものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。 この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとします。
第17条(会員との紛議に関する措置等)	第17条(会員との紛議に関する措置等)
2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の割賦販売法35条の3の7に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。	2. 加盟店は、前項の報告その他当社の調査の結果、当社が会員の紛議が加盟店の割賦販売法 第 35条の3の7に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を、当社の求めに応じて報告しなければならないものとします。
第23条(加盟店の禁止行為)	第23条(加盟店の禁止行為)
2. 加盟店は前項各号の行為が行われないよう、加盟店の従業員あるいは役員の教育・指導その他の前項の行為が行われない 為 の必要な体制整備を行うものとします。	2. 加盟店は前項各号の行為が行われないよう、加盟店の従業員あるいは役員の教育・指導その他の前項の行為が行われない ため の必要な体制整備を行うものとします。
第27条(カードの会員番号等の適切な管理)	第27条(カードの会員番号等の適切な管理)
3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、 実行計画 に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。	3. 加盟店は、カードの会員番号等の適切な管理のために、 セキュリティガイドライン に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じるものとします。
4. 当社は、前項で講じられた措置が 実行計画 に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。	4. 当社は、前項で講じられた措置が セキュリティガイドライン に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カードの会員番号等の漏洩等の防止のために、特に必要があるときには、その必要に応じて措置の変更を加盟店に求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとします。
第35条(契約解除等)	第35条(契約解除等)
(6)加盟店 が その他経営状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合	(6)加盟店 の その他経営状態が悪化しましたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
第38条(有効期間・解約)	第38条(有効期間・解約)
加盟店および当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは相	加盟店および当社は、本契約の有効期間中において本契約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断したときは、

手方に3ヵ月前までに書面による通知を行なうことにより、本契約を解約できるものとします。ただし、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に3ヵ月前までに書面による通知を行なうことにより(加盟店との連絡不能による場合は、第34条第3項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなす)、本契約を解約できるものとします。	相手方に3ヵ月前までに書面による通知を行うことにより、本契約を解約できるものとします。ただし、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に予告することなく本契約を解約できるものとします。
第39条(規約の変更、承認)	第39条(規約の変更、承認)
当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。	当社は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。
(2025年7月改定)	(2026年9月改定)

りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約 特約

第1条(目的)	第1条(目的)
本特約は、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が定める「りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約」第38条(有効期間・解約)の規程について特約を定めるものである。	本特約は、りそなカード株式会社(以下「当社」という)が定める「りそな Visa カード&りそな Mastercard 加盟店規約」第4条(信用販売)、第15条(支払方法)、の規定に関する特約を定めるものである。
第2条(有効期間・解約)	第 2 条(信用販売の取扱制限および解除)
加盟店が5年を超えて継続して信用販売を取扱っていない場合、当社は加盟店に書面による通知をすることなく、解約できるものとします。	1.加盟店は、本規約に基づき信用販売を行うにあたり、次の各号に該当する取引を取扱わないものとします。 (1) 特定商取引に関する法律の規制対象となる特定継続的役務提供に該当する取引 (2) 前払い(回数券等)に該当する取引 2.加盟店は、前項に定める事項について、従業員等に対して周知し、これを遵守させる義務を負うものとします。 3. 当社は、加盟店が前2項の定め違反すると判断した場合、何らの催告を要することなく、直ちに加盟店契約の全部または一部を解除することができるものとし、その場合、当社に生じた一切の損害を加盟店が賠償するものとします。
	第 3 条(支払方法の補足)
	1. 本条の規定は、加盟店が紙の売上票またはタクシーチケットを当社に送付する取引に限り適用するものとし

	す。 2. 前項の売上に係る締切日(本規約第15条第1項に定める締切日)については、加盟店から送付された売上票またはタクシーチケットが、当社を経由して三井住友カード株式会社に到着した日を基準とします。 3. 締切日(毎月15日および月末日)が休業日(土曜日、日曜日、国民の祝日および休日ならびに12月30日から1月3日)に該当する場合は、当該日の前営業日を締切日とします。 4. 天候不良(梅雨期・台風等)その他の不可抗力により、締切日までに紙の売上票またはタクシーチケットが三井住友カード株式会社に到着しなかった場合、当社は当初予定していた支払日に支払う義務を負わないものとします。
(2024年6月改定)	(2026年9月改定)

加盟店情報の取扱いに関する同意条項

<加盟店情報の取扱いに関する同意条項>	加盟店情報の取扱いに関する同意条項
第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について)	第3条(当社が加盟する加盟店情報交換センター、共同利用の範囲および目的等について)
共同利用責任者 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:松井 哲夫	共同利用責任者 一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM センター) 代表理事:坂口 利彦
(2024年6月改定)	(2026年9月改定)

VJA ギフトカード取扱規約(加盟店規約追加)

第5条(提出および支払方法)	第5条(提出および支払方法)
2. 当社の締切日および取扱店への支払方法は、次の通りとします。 (1)毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。 (2)前号の支払いは、各支払日における合計額から当社所定の料率により計算した手数料を差引いた金額を取扱店指定の預金口座へ振込むものとします。なお、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該日が 15 日であるときは翌営業日、当該日が月末日であるときは前営業日とします。	2. 当社の締切日および取扱店への支払方法は、次の通りとします。 (1)毎月15日と月末に締切り、15日締切分は当月末日に、月末締切分は翌月15日に支払うものとします。 (2)締切日(毎月15日および月末日)が休業日(土曜日、日曜日、国民の祝日および休日ならびに12月30日から1月3日)に該当する場合は、当該日の前営業日を締切日とします。 (3)前号の締切日は、取扱店より送付されたギフトカードが当社から三井住友カード株式会社に到着した日を基準とします。なお、天候不良(梅雨期・台風等)その他不可抗

	力により締切日までにギフトカードが三井住友カード株式 会社に到着しなかった場合は、当社は当初予定の支払日 に支払う義務を負わないものとします。 (4)本条第2項第1号の支払いは、各支払日における合計 額から当社所定の料率により計算した手数料を差引いた 金額を取扱店指定の預金口座へ振込むものとします。な お、支払日の当日が金融機関の休業日の場合には、当該 日が15日であるときは翌営業日、当該日が月末日である ときは前営業日とします。
(2024年6月改定)	(2026年9月改定)